

バーチャルオンリー株主総会の 動向と展望

ICJ エンゲージメントソリューション部 統括マネージャー

山中孝太郎



1. はじめに

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止やデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の観点からバーチャル株主総会が注目されている。リアル株主総会とオンライン株主総会を組み合わせたハイブリッド型バーチャル株主総会は、株主がオンラインでも議決権

行使及び質問ができる「出席型」と、株主が株主総会を傍聴する「参加型」がある。更に、リアル株主総会を開催しない完全オンラインの「バーチャルオンリー株主総会」も開催されている。

株式会社ICJ（注1）の調査によると、2022年6月にバーチャル株主総会を開催した上場会社は383社あり、2021年6月の317社から2割強増加している。383社のうち参加型は357社、出席型は18社、バーチャルオンリー型は8社となっている（注2）。

2021年6月16日に公布された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、改正後の産業競争力強化法により、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、定款に「場所の定めのない株主総会を開催することができる」旨を定めた上場会社は、物理的な会場を用意せず、役員や株主がインターネット等の手段により出席するバーチャルオンリー株主総会の開催が可能となっている。日

〈目 次〉

1. はじめに
2. 日本のバーチャルオンリー株主総会の動向
3. ICJのVSMプラットフォーム
4. 諸外国のバーチャルオンリー株主総会の動向
5. バーチャルオンリー株主総会に対する機関投資家のスタンス
6. おわりに

本初のバーチャルオンリー株主総会が2021年8月に開催されて以降、22社のバーチャルオンリー株主総会が開催されている（注3）。

本稿は、バーチャルオンリー株主総会の動向を紹介し、日本のバーチャルオンリー株主総会に関する展望を述べる。なお、本稿中の意見にわたる部分については、いずれも著者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

■ 2. 日本のバーチャルオンリー株主総会の動向

(1) バーチャルオンリー株主総会を巡る議論

会社法298条1項1号では、株主総会の招集にあたり「場所」を定めることが求められ、株主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならないと解されている。そのため、諸外国で認められているバーチャルオンリー株主総会を日本でも実現できる制度の導入が期待されていた。

そのような背景もあり、2020年12月に政府の成長戦略会議の実行計画では「ウィズコロナの中で、バーチャルオンリー型の株主総会が米欧で認められていることに鑑み、我が国においても、来年の株主総会に向けて、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、2021年の通常国会に関連法案を提出する」とされ、産業競争力強化法の改正により会社法

の特例を措置することとされた。2021年6月、産業競争力強化法の改正により、「場所の定めのない株主総会」に関する会社法の特例が創設され、日本においてもバーチャルオンリー株主総会の実施が可能となった。

バーチャルオンリー株主総会は、①遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすく、②物理的な会場の確保が不要で運営コストの低減を図ることができ、また、③株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができ、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることが期待されている（注4）。

(2) バーチャルオンリー株主総会の手続き

バーチャルオンリー株主総会を開催するためには、上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定める必要がある。

上場会社は、両大臣の確認を受けることに加え、招集決定時には「省令要件」に該当していることが求められる（注5）。省令要件では、①通信の方法に関する事務の責任者の設置、②通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の策定（通信障害等への対策方針）、③通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の策定（デジタルデバйд配慮方針）、④株主名簿に記載

(図表1) バーチャルオンリー株主総会開催企業

会社名	市場	開催日
株式会社ユーグレナ	プライム	2021年8月26日
グリー株式会社	プライム	2021年9月28日
freee株式会社	グロース	2021年9月29日
株式会社グローバルウェイ	グロース	2022年3月17日
フューチャー株式会社	プライム	2022年3月27日
Appier Group 株式会社	グロース	2022年3月29日
株式会社リンクアンドモチベーション	プライム	2022年3月30日
株式会社メタックス	グロース	2022年3月30日
株式会社ウィルズ	グロース	2022年3月30日
Zホールディングス株式会社	プライム	2022年6月17日
アルヒ株式会社	プライム	2022年6月23日
AIAIグループ株式会社	グロース	2022年6月23日
エイベックス株式会社	プライム	2022年6月24日
RIZAPグループ株式会社	アンビシャス	2022年6月24日
アステリア株式会社	プライム	2022年6月25日
株式会社うるる	グロース	2022年6月28日
Unipos株式会社	グロース	2022年6月29日
GMOインターネットグループ株式会社	プライム	2022年8月9日
日本オラクル株式会社	スタンダード	2022年8月23日
株式会社GameWith	スタンダード	2022年8月24日
Sansan株式会社	プライム	2022年8月30日
Retty株式会社	グロース	2022年8月31日

・記録されている株主が100人以上であることが求められる。省令要件を満たすことについては、「審査基準」に基づき、経済産業大臣及び法務大臣が確認する（注6）。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」施行後2年間、つまり2023年6月16日までは、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社は、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とする定款変更の株主総会決議を経ることなく（みなし定款変更）、バーチャルオンリー株主総会を開催することが可能である。

なお、当該みなしの定款の定めに基づくバ

ーチャルオンリー株主総会においては、「場所の定めのない株主総会」とする定款変更の決議を行うことはできない。そのため、2023年6月17日以降にバーチャルオンリー株主総会を開催するためには、1度はリアル株主総会（ハイブリッド型バーチャル株主総会も可）で、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とする定款変更決議を行う必要がある。

加えて、上場会社は、2023年3月1日以降、令和元年改正会社法による株主総会資料の電子提供制度を利用することが義務付けられる。そのため、バーチャルオンリー株主総会を開催する会社が、株主総会資料の電子提供制度を利用する場合、バーチャルオンリー株

(図表 2) ICJの株主総会プラットフォーム

名称	議決権電子行使プラットフォーム	VSMプラットフォーム
概要	機関投資家を対象とした 株主総会前日までの議決権行使システム	株主総会当日の 視聴・質問・議決権行使システム
対象	実質株主（国内外機関投資家）	名義株主
開発	Broadridge Financial Solutions（米国）	Lumi Holdings（英国）
サービス開始	2006年	2021年
利用実績	上場会社1,746社参加 (2022年 9月13日現在)	世界40か国4,766社 (2021年実績)

(出所) 各種公表データに基づき筆者作成

主総会における電子提供措置事項及び狭義の招集通知（アクセス通知）の記載・記録事項にも留意が必要である（注7）。

(3) バーチャルオンリー株主総会の開催状況

2022年6月の株主総会では、8社がバーチャルオンリー株主総会を開催し、2022年8月末までに、図表1のとおり上場会社22社のバーチャルオンリー株主総会が開催されている（注8）。

また、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更議案を株主総会で決議した上場会社は316社あり平均議案賛成率は94.4%である（注9）。なお、2022年6月の株主総会では144社の上場会社がバーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更議案を決議しているが、招集通知電子提供制度施行に伴う定款変更と併せて決議する上場会社も多い状況にある。

3. ICJのVSMプラットフォーム

ICJは、図表2のとおり、株主総会前日までの議決権行使に関わる「議決権電子行使プラットフォーム」の提供に加え、株主総会当日のVSMプラットフォーム（注10）を提供している。

VSMプラットフォームは、株主総会当日の視聴・質問・議決権行使を行えるシステムである。

専用のソフトやアプリケーションのダウンロードが不要なブラウザ型サービスのため、図表3のとおり、株主はPCだけでなく、タブレットやスマートフォンでアクセスが可能である。

ICJは、Broadridgeが米国でバーチャル株主総会に関するサービスを提供しているため、かねてよりBroadridgeを含め国内外の関係者と知見を積み重ね、日本の制度・実務慣行にあう仕組みを模索してきた。そのような中で、2020年12月、ICJは欧州最大のバー

(図表3) VSMプラットフォームのPC、タブレット、スマートフォン画面のイメージ



(出所) ICJ

(図表4) ICJのVSMプラットフォーム



(出所) ICJ

チャル株主総会プラットフォームを提供している英国Lumiと業務提携し、諸外国で主流のバーチャルオンリー株主総会に対応済みのプラットフォームを導入した。Lumiは2016年に英国でバーチャル株主総会プラットフォームのサービスを開始し、2021年には、北米、欧州、アフリカ、アジア及びオーストラリアの4,766社で利用され、世界最大規模のバーチャル株主総会サービスを提供している。ICJは、日本でバーチャル株主総会のサービスを展開するにあたり、豊富な実績と、日本語対応、動議対応等の柔軟性を考慮し、日本の株主総会実務と親和性が高いLumiを採用

するに至った。海外の株主総会と同様に、株主は株主総会当日の議決権行使や質問ができるため、図表4のとおり、日本のハイブリッド型バーチャル株主総会（参加型・出席型）のみならず、バーチャルオンリー株主総会にも対応できている。更に、VSMプラットフォームは、株主総会の事前質問や株主総会のアンケートを実施することも可能である。

日本でバーチャルオンリー株主総会を開催するにあたり、上場会社は、経済産業省令・法務省令で定める「省令要件」に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることになるが、ICJのVSMプラッ

(図表 5) 省令要件とICJの対応例

省令要件	審査基準	ICJの対応・サポート例
①通信の方法に関する事務の責任者 (省令第1条第1号)	・場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に関する事務の責任者を置いていること ・必ずしも取締役であることを要しない	
②通信の方法に係る障害に関する対策についての方針 (省令第1条第2号)	・通信の方法に係る障害に関する対策に資する措置が講じられたシステムを用いること ・通信の方法に係る障害が生じた場合における代替手段を用意すること ・通信の方法に係る障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成すること ・バーチャルオンリー株主総会の延期または続行を決定することができる旨の決議について諮ること	・VSMプラットフォームは通信障害対策を講じているシステム。サーバー拡張も用意。延期または続行の決議も可能 ・通信障害が生じた場合の代替手段としてZoomや電話会議システムを利用 ・対処マニュアルの整備を支援
③通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針 (省令第1条第3号)	・場所の定めのない株主総会の招集にあたって、書面による議決権行使を認めることとしたうえで、インターネットを使用することに支障のある株主については、議決権行使書による議決権の行使を推奨する旨を通知すること ・場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要となる機器について貸出しを希望する株主の全部又は一部にその貸出しをすること ・通信の方法として出席株主の全部又は一部のために電話による出席が可能であるものを用いること	・議決権行使書による議決権の行使を推奨する旨の通知 ・機器の貸出・視聴室の案内 ・電話会議システムによる傍聴の案内
④株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数 (省令第1条第4号)	・株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数が100人以上であること	

(出所) 産業競争力強化法第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準より著者作成

トフォームが利用されたバーチャルオンリー株主総会においても、確認手続きは円滑に進められたと認識している。ICJのVSMプラットフォームは、通信障害に関する対策に資する措置が講じられたシステムであり、動画配信に関する通信障害が生じた場合における代替手段も用意している。

4. 諸外国のバーチャル株主総会の動向

(1) 諸外国のバーチャル株主総会の開催状況

諸外国においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、バーチャル株主総会

の開催が増加している。

(a) 米国における状況

米国は、日本及び欧州等と異なり、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する前からバーチャルオンリー株主総会が認められている。米国では、2000年のデラウェア州の会社法改正を契機として、多くの州でバーチャル株主総会が認められ、2001年に世界初のバーチャル株主総会が開催されている。2020年にSECは、バーチャル株主総会に関して、委任状勧誘規則の適用を受ける際の留意事項についてガイダンスを公表した^(注11)。また、NYSEやNASDAQ等の証券取引所もバーチャル株主総会の開催を制限していない^(注12)。

ICJの親会社の1社であるBroadridgeは

(図表 6) Broadridge及びLumiの地域別の利用状況 (2021年)



(出所) Broadridge・Lumiの資料に基づき筆者作成

2009年よりバーチャル株主総会のサービスを提供している。米国におけるバーチャル株主総会の開催は増加しており、Broadridgeは2018年に285件、2019年に326件、2020年に1,957件、2021年に2,377件の利用があったと報告している。日本と異なり、98%がバーチャルオンリー株主総会、残る2%がハイブリッド出席型バーチャル株主総会となっている(注13)。

(b) 欧州における状況

英国では、2016年に、Lumiの株主総会プラットフォームを用いて、バーチャルオンリー株主総会が開催された(注14)。英国ではバーチャル株主総会の適法性を巡る議論があったところ、2020年6月、企業倒産及びガバナンス法(Corporate Insolvency and Governance Act 2020)が成立し、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるようになった。Lumiによれば、2021年において同社は本拠地である英国以外にも、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー等で1,330のバーチャル株主総会を支援している。

ャル株主総会を支援している。

(2) 日本と諸外国のバーチャル株主総会の違い

諸外国のバーチャル株主総会について確認すると、リアル株主総会については、“traditional AGM (Annual General Meeting)”、“in - room AGM”、“physical AGM”等、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は“hybrid AGM”、“hybrid in - person”、“virtual AGM”等、バーチャルオンリー株主総会については“virtual AGM”、“virtual - only AGM”、“fully virtual AGM”等といった表現が多い。図表7のとおり、日本と諸外国のバーチャル株主総会の定義を整理すると、株主の議決権行使や質問を伴わないハイブリッド参加型バーチャル株主総会は、いわゆるバーチャル株主総会に含まれないことが一般的である。バーチャル株主総会が透明性・公平性を確保する形で開催されるためにも、日本でも、株主の議決権行使や質

(図表7) 日本と諸外国のバーチャル株主総会の定義

諸外国の分類		
"traditional AGM", "in-room AGM" or "physical AGM"	"hybrid AGM" or "hybrid in-person /virtual AGM"	"virtual AGM" "virtual-only AGM" or "fully virtual AGM"
日本の分類		
リアル 株主総会	ハイブリッド型バーチャル株主総会	バーチャルオンリー 株主総会
	参加型	出席型

(出所) 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」等に基づき筆者作成

間の機会を確保する形での開催が望まれる。

5. バーチャルオンリー株主総会に対する機関投資家のスタンス

(1) 海外機関投資家団体のバーチャル株主総会に対する姿勢

米国の年金基金等がメンバーとなっている米国機関投資家評議会(Council of Institutional Investors、CII)は、2017年10月に、株主との対話の質の維持を目的として、バーチャルオンリー型ではないハイブリッド型の開催が望ましいとする声明を公表している(注15)。2020年3月、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からバーチャルオンリー株主総会の開催を一時的な措置として容認しているが、バーチャルオンリー株主総会における未回答の質問に対する回答を早期に公表する取扱いや取締役等の出席情報、事前の議決権行使、バーチャルの議決権行使結果に関する情報開示を求め、株主総会の透明性向上を図る声明を表明している(注16)。

また、コーポレートガバナンスの推進を目指す国際的な団体であるInternational Corporate Governance Network(ICGN)も2020年9月に公表した意見書の中で、ハイブリッド型が望ましいとする見解を表明している。また、バーチャル株主総会の株主の質問に対して恣意的な選別が行われる可能性(チェリーピッキング問題)を指摘している(注17)。

(2) 議決権行使助言会社のバーチャル株主総会に対する姿勢

日本においても、機関投資家に大きな影響力を有する議決権行使助言会社のISSやGlass Lewisはバーチャル株主総会に対して比較的慎重な立場をとる。ISSとGlass Lewisは2021年12月に日本の上場会社向けの議決権行使助言方針を改訂し、バーチャル株主総会に関する定款変更議案への助言方針について公表している。

ISSはバーチャルオンリー株主総会を開催可能とする定款変更議案には、原則反対推奨するが、感染症拡大や天災時に限ってバーチャルオンリー株主総会を実施する定款変更で

(図表 8) 運用会社各社の議決権行使基準

運用会社	説明
大和アセットマネジメント	・定款変更議案において、原則として場所の定めのない株主総会開催を可能とするものは、 <u>原則として賛成する</u>
野村アセットマネジメント	・バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更議案については、ガバナンス改革の観点から、 <u>原則として賛成する</u>
ブラックロック・ジャパン	・場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー総会）の開催を可能にする定款の変更は、 <u>当該企業に深刻なコーポレート・ガバナンス上の懸念があると判断されない限り、賛成する</u>
フィデリティ投信	・いわゆるバーチャルオンリー株主総会について、 <u>災害や感染症の拡大など、場所の定めのない株主総会を開催する場合を限定しない定款変更の議案については、反対票を投じる</u>
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	・ <u>原則として、「バーチャルオンリー株主総会」による実施を可能とするための提案には反対します</u>

(出所) 各運用会社の議決権行使基準を参照し著者作成

あれば賛成するとしている（注18）。

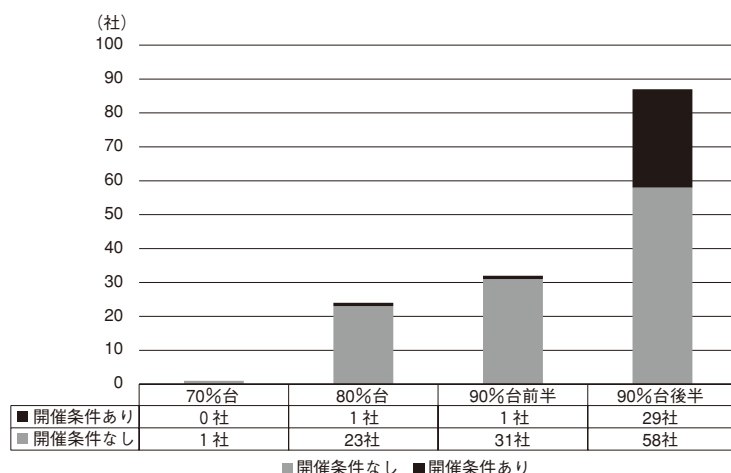
一方、Glass Lewisは、バーチャルオンリー株主総会では、質疑応答等を上場会社がコントロールすることで株主総会が実りのある議論の場にならない懸念があることから、①バーチャルオンリー株主総会へ出席するための手順と要件を招集時に開示すること、②株主が質問するための手順を策定し、質問は全ての株主がアクセス可能な形で回答することについて確約することを求めている。上場会社は、バーチャルオンリー株主総会を開催するにあたり、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けるため、Glass Lewisの求める確約は、大臣確認で代替できるとも考えられるため、当該定款変更には原則として賛成する方針であると考えられる（注19）。

(3) 運用会社各社のバーチャル株主総会に対する姿勢

「場所の定めのない株主総会」を開催可能とする定款変更議案に関して、運用会社各社は定款変更議案の議決権行使基準を明示していないことが多い。また、図表8のとおり、議決権行使基準を明示している会社の中には、一部反対基準を設けている会社もあるが、多くは原則として賛成する姿勢である。

議決権行使助言会社や機関投資家の議決権行使基準を鑑み、定款変更に際しては、感染症拡大時や天災時に限ってバーチャルオンリー株主総会を開催する条件を付している会社もある。図表9のとおり、2022年6月総会は144社の上場会社がバーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更議案を決議している。144社のうち、開催条件なしが113社、開催条件ありが31社となっている。平均議案賛成率は開催条件ありが97.5%、開催条件なしが93.9%であり、バーチャルオンリー

(図表 9) バーチャルオンリー株主総会の定款変更議案の賛成率



(出所) 上場会社の臨時報告書に基づき筆者作成

株主総会の開催にあたり、感染症拡大や天災時に限る等の開催条件を付している会社の方が賛成率の高い状況にある。

今後も複数の上場会社がバーチャルオンリー株主総会を可能とする定款変更議案を決議する見込みであり、バーチャルオンリー株主総会も普及していくと考えられるため、リアル株主総会と同様に十分な株主の権利が保護されるか否かが重要となる。

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが求める持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」(2021年6月11日改訂)にバーチャル株主総会の在り方が記載されている。ガイドライン4-1-4には「株主の出席・参加機会の確保等の観点か

らバーチャル方式により株主総会を開催する場合には、株主の利益の確保に配慮し、その運営に当たり透明性・公正性が確保されるよう、適切な対応を行っているか」とあり、バーチャルオンリー株主総会の開催にあたり透明性・公平性を確保する形での開催が求められる。

6. おわりに

新型コロナウイルス感染症拡大の影響だけではなく、来年3月の株主総会から会社法改正による株主総会資料の電子提供制度が適用されることもあり、株主総会プロセス全般の電子化を図る動きも加速している。バーチャルオンリー株主総会のように株主総会当日の電子化だけではなく、議決権行使プロセスの電子化、招集通知の電子提供等、株主総会の

在り方全般を見直して透明性の向上を図り、株主との建設的な対話をしていく重要性も増している。

バーチャル株主総会は、国内外の多くの株主が株主総会にアクセスする機会を提供する。上場会社はバーチャル株主総会を通じて、国内外の多様な株主と、より建設的な対話を実現できる可能性を秘めている。株主総会における株主提案も増える等、昨今の状況に鑑みると、株主総会当日の審議を踏まえて、株主総会当日にバーチャルで議決権行使したい株主も相当数いると考えられる。また、国内外の多くの株主が地理的制約なしに株主総会にアクセスできるバーチャル株主総会は、個人株主だけではなく、機関投資家との建設的な対話の場になる可能性もある。現在、日本のバーチャル株主総会はハイブリッド参加型バーチャル株主総会が主流であるが、諸外国と同様に、株主の議決権行使及び質問を適切に行えるハイブリッド出席型バーチャル株主総会ないしはバーチャルオンリー株主総会の更なる活用が期待される。

ICJは、「議決権電子行使プラットフォーム」を提供し、株主の議決権の電子行使を可能とするための環境作りに貢献し、「VSMプラットフォーム」で、株主総会を株主との建設的な対話の場にするための支援をしている。株主総会プロセスのDX推進に取り組み、上場会社と株主との効率的な対話を促進し、上場会社の企業価値向上を図ることにより、日本の資本市場の競争力強化に貢献することを目

指している。株主が株主総会により関心を持つ環境を整備することで、上場会社と株主の意義のある建設的な対話が実現する機会になることを期待している。

〔参考文献〕

- ・安藤元太 [2022]「バーチャル株主総会について」日本取引所グループ金融商品取引法研究会
- ・太田洋・野澤大和・三井住友信託銀行ガバナンスコンサルティング部 [2021]「バーチャル株主総会の法的論点と実務」商事法務
- ・太田洋 [2021]「バーチャルオンリー株主総会を解禁する産競法一部改正法案の概要と実務対応〔上〕〔下〕」(商事法務No.2259、No.2260)
- ・倉橋雄作 [2022]「バーチャルオンリー総会の実務対応〔上〕〔下〕」(商事法務No.2285、No.2286)
- ・経済産業省 [2020]「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」報告書
- ・経済産業省 [2022]「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会」制度説明資料
- ・澤口実・近澤諒・村田昇洋・本井豊 [2021]「バーチャル株主総会の実務〔第2版〕」商事法務
- ・白岩直樹 [2021]「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）に関する制度の解説」(商事法務No.2269)
- ・鈴木裕 [2021]「ISSの2022年版議決権行使助言方針改定」(大和総研)
- ・鈴木裕 [2022]「グラスルイスの2022年版議決権行使助言方針改定」(大和総研)
- ・武井一浩・井上卓・今給黎成夫・森田多恵子 [2021]「株主総会デジタル化の実務」中央経済社
- ・東京株式懇話会 [2021]「バーチャル総会の運営実務」
- ・福原紀彦・山中孝太郎他 [2022]「現代企業法のエッセンス」文眞堂
- ・保坂泰貴 [2022]「バーチャルオンリー株主総会にお

ける株主総会資料の電子提供措置等」(商事法務 No.2305)

- ・山中孝太郎 [2021]「株主総会の電子化対応～バーチャル株主総会の動向と展望～」(月刊資本市場)
- ・山中孝太郎 [2022]「バーチャル株主総会の動向と展望」(Disclosure & IR誌 5月号vol.21)
- ・Yaron Nili & Megan Wischmeier Shaner [2021] “Back to the Future? Reclaiming Shareholder Democracy Through Virtual Annual Meetings”
- ・Rutgers Center for Corporate Law and Governance [2020] “Report of the 2020 Multi - Stakeholder Working Group on Practices for Virtual Shareholder Meetings”

(注1) 2004年7月に設立された株式会社東京証券取引所が50%、Broadridge Financial Solutions, Inc.が50%出資する株式会社。

(注2) 招集通知を確認して集計。株主に限定せず、コメントも受け付けないバーチャル株主総会(ライブ配信)も含めている。

(注3) 2021年8月26日、株式会社ユーグレナの臨時株主総会において日本初となるバーチャルオンリー株主総会が開催されて以降、22社のバーチャルオンリー株主総会が開催されている(2022年8月末現在)。株式会社ユーグレナ、Appier Group株式会社、株式会社リンクアンドモチベーション、RIZAPグループ株式会社、GMOインターネットグループ株式会社のバーチャルオンリー株主総会については株式会社ICJのVSMプラットフォームを用いて支障なく執り行われた。

(注4) 経済産業省 産業組織課「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料」(2022年9月)

(注5) 産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令第1条各号

(注6) 産業競争力強化法第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準

(注7) 2022年9月1日、産業競争力強化法施行令の

一部改正および産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部改正が施行されている。

(注8) 株式会社ユーグレナ、株式会社グローバルウェイ、GMOインターネットグループ株式会社は臨時株主総会。

(注9) 経済産業省調べ。経済産業省 産業組織課「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料」(2022年9月) 3ページ

(注10) VSMとは「Virtual Shareholder Meeting」の略。「VSMプラットフォーム」は株式会社ICJの登録商標。

(注11) SEC [2020] “Staff Guidance for Conducting Shareholder Meetings in Light of COVID-19 Concerns”

(注12) NASDAQ [2020] “SEC Provides Guidance for Adopting Virtual Shareholder Meetings and Engagements ; Nasdaq Rules allow Virtual Meetings”

(注13) Broadridge [2022] “Virtual shareholder meetings 2021 full-year facts and figures”

(注14) 2016年6月、ファッションブランドのJimmy Chooが上場会社として英国で初めてバーチャルオンリー株主総会を開催した。

(注15) CII [2017] “BUILD A BETTER MEETING”

(注16) CII [2020] “CII Statement on Virtual Shareholder Meetings During Public Health Emergency”

(注17) ICGN [2020] “The Future of Annual General Meetings”

(注18) ISS [2021] “ASIA-PACIFIC PROXY VOTING GUIDELINES UPDATES FOR 2022 Benchmark Policy Changes for Asia-Pacific Regional, China, Hong Kong, India, Japan, Singapore, South Korea, and Taiwan”

(注19) Glass Lewis [2021] “Japan 2022 Policy Guidelines”